

制定 令和2年遠野市告示第144号
一部改正 令和2年遠野市告示第185号
令和2年遠野市告示第220号
令和3年遠野市告示第 89号
令和3年遠野市告示第113号

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第36条第1項の規定に基づく市域内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進とあいまって、新型コロナウイルス感染症等に起因する地域経済及び住民生活に係る悪影響の抑制を図るため、市内で事業を営むために家賃を支出する中小企業等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。
- (2) 中小企業等 市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
- (3) 売上高 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第1号に規定する売上高
- (4) 事業収入割合 この告示の適用の日の属する月から令和2年12月までの間又は令和3年1月から令和3年9月までの間における連続する3箇月の期間の当該中小企業等の売上高の合計額（当該中小企業等が行う事業に係る売上高の合計額をいう。次号において同じ。）を当該期間の初日の1年前の日（当該期間が令和3年1月以降の場合にあっては、当該期間の2年前の日）から起算して3箇月を経過する日までの期間の当該中小企業等の売上高の合計額で除して得た割合をいう。
- (5) 対前年同月比売上高減少割合 前号の期間のいずれか1箇月の期間の当該中小企業等の売上高の合計額を当該期間の初日の1年前の日（当該期間が令和3年1月以降の場合にあっては、当該期間の初日の2年前の日）から起算して1箇月の期間の当該中小企業等の売上高の合計額で除して得た割合をいう。
- (6) 所有者等 中小企業等が、自らの事業を営むために借り受ける土地及び建物の所有者又

は管理者（当該土地及び建物が、当該中小企業者等の役員又は役員が経営する法人若しくは当該中小企業者と生計を一にする者が所有しているときは、これを除く。）をいう。

(7) 家賃 中小企業等が、所有者等と書面による不動産賃貸借契約を結び、当該所有者等から借り受けた当該土地及び建物の使用及び収益に対し支払う地代家賃及び賃料（消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を除く。）をいう。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症等に起因して、当該事業に係る取引の数量の減少その他の当該中小企業等の経営の安定に支障が生じる相当な収入の減少があり、その事業収入割合が100分の80以下となる中小企業等で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第1項の規定にする認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）の支援を受けた者とする。

2 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除く。

(1) 市税を滞納した者

(2) 公序良俗に反する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。）

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者

(5) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

（補助金の交付対象経費等）

第4条 補助金の交付対象経費及び補助金の額は、別表第1に掲げるものとする。

（補助事業の承認）

第5条 補助事業の承認を受けようとする者は、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に関する手続について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条の規定により、市長が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため必要な施策を講じたときは、電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請については、前項に規定する方法により行われたものとみなす。

3 市長は、前2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業承認（非承認）通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知する。

4 前項の規定により承認を受けた者が、当該補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請を受理し、これを承認しようとする場合には、その申請があった日か

ら起算して30日以内に当該申請者に通知する。

6 第3項の規定は、前項の審査においてこれを準用する。

7 市長は、第1項又は第2項の申請者が次のいずれかに該当すると認める場合には、第3項の規定により通知した承認（当該申請者が前2項の承認を受けている場合は、同項の規定により通知した承認を含む。）を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく、第3項又は第5項の承認後1箇月以内に補助事業の開始が認められないとき。

(2) 第3条第2項に規定する要件の該当に至ったとき。

(3) この告示又は市が定める規程に違反する行為があったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、この告示の規定による承認等を受けたとき。

7 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該補助金の交付の決定を取り消す。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表第2のとおりとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知する。

（債権譲渡の禁止）

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第9条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の支払の中止又は廃止

(2) 補助事業者の変更

(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

（補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

（事業の実施状況の報告）

第11条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に

対し当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、及び検査することができる。

(事業実績の報告)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知を受けた補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日以内に、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業実績報告書(様式第11号)に事業実績書(様式第12号)及び家賃の支払を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業者が規則第13条第1項の規定により遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業請求書を市長に提出したときは、事業実績の報告があったものとみなす。

(前金払)

第13条 第7条第1項の規定により事業の承認の通知を受けた補助事業者が、補助金の前金払を請求しようとするときは、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金前金払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年5月11日から施行し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)の施行の日から適用する。

(申請期限)

2 第5条第1項に規定する申請は、令和3年11月30日までに限り行うことができる。

(この告示の失効)

3 この告示は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の失効する日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年7月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者又はこの告示の施行日以降に補助金の交付を受けることとなった者の令和2年6月分以前の月分の補助金の交付については、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者又はこの告示の施行日以降に補助金の交付を受けることとなった者の令和2年9月分以前の月分の補助金の交付については、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者の令和2年12月分以前の月分の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者の令和3年6月分以前の月分の補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助事業者の区分	交付対象経費	補助金の額
対前年同月比売上高減少割合が 100 分の 50 以下	補助事業者が、この告示の適用期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年4月から6月までの間に係る家賃	交付対象経費の2分の1以内の額（1月当たり100千円を上限とする。）
	補助事業者が、この告示の適用期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年7月から9月までの間に係る家賃	交付対象経費の4分の1以内の額（1月当たり100千円を上限とする。）
	補助事業者（ただし、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち、製造業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、卸売業及び小売業、宿泊業、飲食サービス業並びに生活関連サービス業及び娯楽業の事業に限る。）が、この告示の適用期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年10月から12月までの間に係る家賃	交付対象経費の4分の1以内の額（1月当たり100千円を上限とする。）
対前年同月比売上高減少割合が 100 分の 80 以下	補助事業者が、この告示の適用期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年4月から6月までの間に係る家賃	交付対象経費の2分の1以内の額（1月当たり50千円を上限とする。）
	補助事業者が、この告示の適用期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年7月から9月までの間に係る家賃	交付対象経費の4分の1以内の額（1月当たり50千円を上限とする。）
	補助事業者（ただし、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち、製造業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、卸売業及び小売	交付対象経費の4分の1以内の額（1月当たり50千円を上限とする。）

	業、宿泊業、飲食サービス業並びに生活関連サービス業及び娯楽業の事業に限る。)が、この告示の適用期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年10月から12月までの間に係る家賃	
対前々年同月比売上高減少割合が100分の80以下	補助事業者(ただし、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち、製造業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、卸売業及び小売業、宿泊業、飲食サービス業並びに生活関連サービス業及び娯楽業の事業に限る。)が、所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和3年4月から6月までの間に係る家賃	交付対象経費の2分の1以内の額(1月当たり100千円を上限とする。)
	補助事業者(ただし、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち、製造業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、卸売業及び小売業、宿泊業、飲食サービス業並びに生活関連サービス業及び娯楽業の事業に限る。)が、所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和3年7月から9月までの間に係る家賃	交付対象経費の2分の1以内の額(1月当たり100千円を上限とする。)
産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第24項第1号から第3号までの創業者で認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業した者	補助事業者が、この告示の施行期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年4月から6月までの間に係る家賃	交付対象経費の2分の1以内の額(1月当たり100千円を上限とする。)
	補助事業者が、この告示の施行期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年6月から12月までの間に係る家賃	交付対象経費の4分の1以内の額(1月当たり100千円を上限とする。)
	補助事業者(ただし、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9	交付対象経費の4分の1以内の額(1月

	<p>項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち、製造業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、卸売業及び小売業、宿泊業、飲食サービス業並びに生活関連サービス業及び娯楽業の事業に限る。)が、この告示の適用期日の前までに所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和2年10月から12月までの間に係る家賃</p>	<p>当たり 100 千円を上限とする。)</p>
	<p>補助事業者 (ただし、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち、製造業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、卸売業及び小売業、宿泊業、飲食サービス業並びに生活関連サービス業及び娯楽業の事業に限る。)が、この告示の施行期日の後に創業し、所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和3年4月から6月までの間に係る家賃</p>	<p>交付対象経費の2分の1以内の額 (1月当たり 100 千円を上限とする。)</p>
	<p>補助事業者 (ただし、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち、製造業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、卸売業及び小売業、宿泊業、飲食サービス業並びに生活関連サービス業及び娯楽業の事業に限る。)が、この告示の施行期日の後に創業し、所有者等と締結した不動産賃貸借契約により、補助事業者が当該所有者等に支払う令和3年7月から9月までの間に係る家賃</p>	<p>交付対象経費の2分の1以内の額 (1月当たり 100千円を上限とする。)</p>

別表第2（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	<p>遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請書</p> <p>1 市税納税状況確認承諾書</p> <p>2 認定支援機関の支援を受けていることを証する次のいずれかの書類 (1) 遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請に関する確認書 (2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書</p> <p>3 事業収入割合を証する次のいずれかの書類 (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定により市長が認定したことを証するセーフティネット保証4号認定書の写し (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定により申請した徴収猶予申請書の写し (3) 確定申告書の写し又は決算書の写し若しくは月別売上高を証明する書類</p> <p>4 当該補助対象経費に係る賃貸借契約書の写し</p> <p>5 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>第4-1号から第4-5号までのいずれか第5号</p> <p>第6号</p>	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	<p>遠野市中小企業等事業継続家賃補助金変更（中止、廃止）承認申請書</p> <p>1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類</p> <p>2 その他市長が必要と認める書類</p>	第7号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
規則第8条第1項に規定する書類	<p>遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請取下げ届出書</p>	第8号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	<p>遠野市中小企業等事業継続家賃補助金請求書</p> <p>1 事業実績書</p> <p>2 当該補助対象経費に係る家賃の領収書の写しその他の家賃の支払を証する書類</p> <p>3 その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類</p>	<p>第9号</p> <p>第12号</p>	事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和3年11月30日のいずれか早い日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業承認申請書

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第5条第1項の規定により遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 基本情報

法人番号（個人事業主は省略）	□□□□□□□□□□□□
商号（団体名・屋号）	
本社（本店）所在地（個人事業主は住民基本台帳の住所）	〒 □□□□□□□□
.....	
.....	
電話() -	
(フリガナ)	
代表者役職名及び氏名	

書類送付先（上記の本社（本店）所在地と同じ場合は事業所名及び所在地の欄は省略可）

事業所名	
所在地（個人事業主は事業所の所在地）	〒 □□□□□□□□
.....	
.....	
電話() -	
(フリガナ)	
担当者氏名	
メールアドレス	

事業者の概要

業種（日本産業分類）	
設立年月日	
資本金（個人事業主は記載不要）	円
従業員数（令和3年4月現在）	人（うち遠野市内の事業所 人）
決算月	月
直近年度の売上金額	円

今年の月別の売上高

売上高の状況（連続する3箇月分以上を記載）

令和元年(2019年)同月の売上高

2月

3月

4月

5月

6月

7月（見込）

8月（見込）

9月（見込）

10月（見込） 円 10月 円

11月（見込） 円 11月 円

12月（見込） 円 12月 円

その他売上減少に関する説明欄

3 家賃の内容 (最大3つまで記載)

賃借している物件 (その1)	月額家賃	_____ , _____ , _____ 円
	対象物件の種類	(記載例 店舗、事務所、土地、駐車場)
	対象物件の場所	遠野市
	所有者等の住所 (所在地)	
	所有者等の氏名 (名称)	
賃借している物件 (その2)	月額家賃	_____ , _____ , _____ 円
	対象物件の種類	(記載例 店舗、事務所、土地、駐車場)
	対象物件の場所	遠野市
	所有者等の住所 (所在地)	
	所有者等の氏名 (名称)	
賃借している物件 (その3)	月額家賃	_____ , _____ , _____ 円
	対象物件の種類	(記載例 店舗、事務所、土地、駐車場)
	対象物件の場所	遠野市
	所有者等の住所 (所在地)	
	所有者等の氏名 (名称)	
<p>その他賃借している物件 (上記に記載した以外に賃借している物件がある場合は、月額家賃の支払総額を記載してください。)</p>		

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名） 様

遠野市長



遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業承認（非承認）通知書

年 月 日付けで申請があった標記事業について、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり事業を承認したので（次の理由により事業を承認しないこととしたので）通知します。

1 事業承認の内容（事業を承認しない理由）

(1) 承認番号

(2) 事業所の状況

事業所名		業種	
所在地			

(3) 売上比較

令和 年 月分(A)	令和元年 月分(B)	対令和元年同月比 売上高減少額(C) $((A-B)/B) \times 100$	要否判定 (C) < $\Delta 20\%$
円	円	Δ %	

(4) 補助事業費

(単位 円)

賃借する物件	月額家賃（税抜き※）	家賃の1/2の額 (1,000円未満端数切捨て)	家賃の1/4の額 (1,000円未満端数切捨て)
合計			

※契約書等に記載の賃料から、消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を控除した金額

(5) 1 か月あたりの補助金の所要額

ア (4)の支払見込家賃の 1/2 (千円未満切り捨て) の合計額
円

イ (4)の支払見込家賃の 1/4 (千円未満切り捨て) の合計額
円

(6) 補助金承認額

ア (5)アの補助金所要額の 3 倍の額と上限額のいずれか低い額
円

イ (5)イの補助金所要額の 3 倍の額と上限額のいずれか低い額
円

2 補助金交付申請手続について

1 の承認事業に関し遠野市補助金交付規則第 4 条及び遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の書類を提出してください。

(1) 申請に必要な書類

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請書 (様式第 4-1 号、第 4-2 号)

市税納税状況確認承諾書 (様式第 5 号)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請に関する確認書 (様式第 6 号)

創業者の場合は、次の書類に代えることも可能です。
 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金前金払請求書 (様式第 11 号)

セーフティネット保証 4 号の認定書

認定書が無い場合は、次の書類を提出してください。
 確定申告書 (令和元年年分、令和 2 年年分) の写し又は決算書の写し
 月別売上高を証明する書類 (例 試算表、売上帳簿など) の写し

賃貸借契約書の写し (単位 円)

賃借する物件	月額家賃 (税込み)	支払見込家賃 (税抜き)
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
合計		

月から 月分までの家賃の支払を証する書類 (例 領収書、振込依頼書、通帳など) の写し
※期限未到来の家賃については、支払完了後に、事業実績報告書に添付して提出してください。

(2) (1)の書類の提出方法

新型コロナウイルス感染予防のため、できる限り①の方法での申請に御協力ください。

① 郵送による提出

〒028-0592 遠野市中央通り 9-1 遠野市役所 商工労働課 あて
※封書に 家賃補助申請 と朱書きしてください。

② 遠野市役所産業部商工労働課 (遠野市役所 本庁舎 1 階) に持参して提出

3 補助金交付申請後の手続について

2の補助金交付申請の後、事業実績報告書（様式第9号）の提出が必要です。

事業実績報告書（様式第9号）に、補助対象の期間に係る家賃の支払を証明する書類（領収書、振込依頼書、通帳など）の写しを添えて、当該補助対象の期間から1ヶ月以内までに、遠野市役所 商工労働課 へ提出してください。

（提出方法は、2(2)の提出方法と同様です。）

なお、事業完了報告書等の提出が無い場合は、補助金の返還請求の対象になる場合があります。速やかな手続の実施に御協力をお願いします。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

㊟

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認通知があった遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業について、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第5条第4項の規定により、次のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 理由

2 内容

遠野市長 様

申請者

住所(所在地)

商号(団体名・屋号)

氏名(代表者氏名)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請書
(令和2年4月から6月分まで)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第6条の規定により遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 承認番号

2 事業所の状況

事業所名		業種	
所在地			

3 売上比較

令和2年 月分(A)	令和元年 月分(B)	対前年同月比売上高減少額(C) ((A-B)/B)×100	要否判定 (C) < △50% ((C) < △20%)
円	円	△ %	

4 補助事業費(4月分から6月分までの家賃)

(単位 円)

賃借する物件	月額家賃 (税抜き※)	支払見込家賃(税抜き※)			
		月分	月分	月分	計
合計					

※契約書等に記載の賃料から、消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を控除した金額

5 補助金の所要額 ((3)の支払見込家賃の 1/2 (千円未満切り捨て) の合計額)

_____円

6 補助金交付申請額 ((4)の補助金所要額と上限額のいずれか低い額)

_____円

7 添付書類 (添付する書類の□欄に✓印を記入)

(1) 補助対象事業者に該当することを証する書類

市税納税状況確認承諾書 (様式第 5 号)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請に関する確認書 (様式第 6 号)

創業者の方 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 (平成 26 年経済産業省
令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定による証明書

事業収入割合を証する次のいずれかの書類

徴収猶予申請書の写し

セーフティネット保証 4 号の認定書の写し

確定申告書の写し (直近の決算分) 又は決算書の写し

月別売上高を証明する書類 (例 試算表、売上帳簿など) の写し

(2) 補助対象経費に該当することを証する書類

補助対象経費に係る家賃の賃貸借契約書の写し

家賃の支払を証する書類 (例 領収書、振込依頼書、通帳など) の写し

遠野市長 様

申請者

住所(所在地)

商号(団体名・屋号)

氏名(代表者氏名)

印

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請書
(令和2年7月から9月分まで)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第6条の規定により遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 承認番号

2 事業所の状況

事業所名		業種	
所在地			

3 補助事業費(7月分から9月分までの家賃) (単位 円)

賃借する物件	月額家賃 (税抜き※)	支払家賃(税抜き※)			
		7月分	8月分	9月分	計
合計					

※契約書等に記載の賃料から、消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を控除した金額

4 補助金の所要額(3の支払見込家賃の1/4(千円未満切り捨て)の合計額)

円

5 補助金交付申請額((4)の補助金所要額と上限額のいずれか低い額)

円

遠野市長 様

申請者

住所(所在地)

商号(団体名・屋号)

氏名(代表者氏名)

印

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請書
(令和2年10月から12月分まで)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第6条の規定により遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 承認番号

2 事業所の状況

事業所名		業種	
所在地			

3 補助事業費(10月分から12月分までの家賃)

(単位 円)

賃借する物件	月額家賃 (税抜き※)	支払家賃(税抜き※)			
		10月分	11月分	12月分	計
合計					

※契約書等に記載の賃料から、消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を控除した金額

4 補助金の所要額(3の支払見込家賃の1/4(千円未満切り捨て)の合計額)

円

5 補助金交付申請額((4)の補助金所要額と上限額のいずれか低い額)

円

遠野市長 様

申請者

住所(所在地)

商号(団体名・屋号)

氏名(代表者氏名)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請書
(令和3年4月から6月分まで)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第6条の規定により遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 承認番号

2 事業所の状況

事業所名		業種	
所在地			

3 補助事業費(令和3年4月分から令和3年6月分までの家賃) (単位 円)

賃借する物件	月額家賃 (税抜き※)	支払家賃(税抜き※)			合計
		4月分	5月分	6月分	
					/
合計					

※契約書等に記載の賃料から、消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を控除した金額

4 補助金の所要額(3の支払見込家賃の1/2(千円未満切り捨て)の合計額)

円(月当たり 円×1/2= 円)

5 補助金交付申請額(4の補助金所要額と上限額(10万円/月)のいずれか低い額)

円

6 経営の状況

決算月（個人事業主は12月と記載）	月
最近の売上高の状況（連続する3箇月分以上を記載）	
令和3年の月別の売上高	平成31年(令和元年)年同月の売上高
1月 , , 円	1月 , , 円
2月 , , 円	2月 , , 円
3月 , , 円	3月 , , 円
4月 , , 円	4月 , , 円
5月 , , 円	5月 , , 円
6月 , , 円	6月 , , 円
7月 , , 円	7月 , , 円
8月 , , 円	8月 , , 円
9月 , , 円	9月 , , 円
10月 , , 円	10月 , , 円
11月 , , 円	11月 , , 円
12月 , , 円	12月 , , 円
計(B) , , 円	計(A) , , 円
その他売上減少に関する説明欄	
令和2年一年間（ 月期）の売上高	平成31年・令和元年一年間（ 月期）の売上高
(C) , , 円	(A)と同額 , , 円

7 売上高の比較

(1) 事業収入割合

平成31年1月から令和元年12月までのいずれか3箇月の売上高の計 (D) , , 円
令和3年1月から6月までのいずれか3箇月の売上高の計 (E) , , 円
年間売上高の減少割合 (D) - (E) ÷ (E) %
<small>(小数点以下第2位を切り上げ)</small>	

(2) 令和3年1月から令和3年6月までのいずれか一月の売上高と前々年同月比の売上高減少割合

年 月 ((G)の前々年同月)の売上高の計(F) , , 円
令和3年 月の売上高の計(G) , , 円
一月の売上高の減少割合 (F) - (G) ÷ (F) %
<small>(小数点以下第2位を切り上げ)</small>	

遠野市長 様

申請者

住所(所在地)

商号(団体名・屋号)

氏名(代表者氏名)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請書
(令和3年7月から9月分まで)

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第6条の規定により遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 承認番号

2 事業所の状況

事業所名		業種	
所在地			

3 補助事業費(令和3年7月分から令和3年9月分までの家賃) (単位 円)

賃借する物件	月額家賃 (税抜き※)	支払家賃(税抜き※)			合計
		7月分	8月分	9月分	
					/
合計					

※契約書等に記載の賃料から、消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を控除した金額

4 補助金の所要額(3の支払見込家賃の1/2(千円未満切り捨て)の合計額)

円(月当たり 円×1/2= 円)

5 補助金交付申請額(4の補助金所要額と上限額(10万円/月)のいずれか低い額)

円

6 経営の状況

決算月（個人事業主は12月と記載）	月
最近の売上高の状況（連続する3箇月分以上を記載）	
令和3年の月別の売上高	平成31年(令和元年)年同月の売上高
1月 , , 円	1月 , , 円
2月 , , 円	2月 , , 円
3月 , , 円	3月 , , 円
4月 , , 円	4月 , , 円
5月 , , 円	5月 , , 円
6月 , , 円	6月 , , 円
7月 , , 円	7月 , , 円
8月 , , 円	8月 , , 円
9月 , , 円	9月 , , 円
10月 , , 円	10月 , , 円
11月 , , 円	11月 , , 円
12月 , , 円	12月 , , 円
計(B) , , 円	計(A) , , 円
その他売上減少に関する説明欄	
令和2年一年間（ 月期）の売上高	平成31年・令和元年一年間（ 月期）の売上高
(C) , , 円	(A)と同額 , , 円

7 売上高の比較

(1) 事業収入割合

平成31年1月から令和元年12月までのいずれか3箇月の売上高の計 (D) , , 円
令和3年1月から6月までのいずれか3箇月の売上高の計 (E) , , 円
年間売上高の減少割合 $(D) - (E) \div (E)$ (小数点以下第2位を切り上げ) %

(2) 令和3年1月から令和3年9月までのいずれか一月の売上高と前々年同月比の売上高減少割合

年 月 ((G)の前々年同月)の売上高の計(F) , , 円
令和3年 月の売上高の計(G) , , 円
一月の売上高の減少割合 $(F) - (G) \div (F)$ (小数点以下第2位を切り上げ) %

様式第5号（第6条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付審査における納税状況確認のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

⑩

遠野市長 様

認定支援機関ID番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所（所在地）

名称

代表者役職及び氏名

ⓑ

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請に関する確認書

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請書の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1 補助事業者の概要

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号（団体名・屋号）
- (3) 氏名（代表者の職名及び氏名）

2 遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請に対する所見

- (1) 補助要件に関する所見（3箇月分の売上高又は売上見込の算定は妥当か。）
- (2) 補助対象に関する所見（補助対象の家賃が、補助事業者の事業経営に直接利用されているか。）
- (3) 事業継続に関する所見（補助事業者の事業継続に補助金が役立つか。）
- (4) その他の所見（確認に当たり、経営支援に関する改善提案等を行った場合は、その内容）

3 認定経営革新等支援機関担当者名等

- (1) 認定経営革新等支援機関担当者名
- (2) 認定経営革新等支援機関電話番号
- (3) 認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限って添付すること。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げることとしたので届け出ます。

- 1 補助事業名
- 2 取下げ理由

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

⑩

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 承認番号

2 事業費（支払った家賃の額）

3 請求額	金	円
補助金交付決定額	金	円
うち前金払受領額	金	円

4 振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号

(5) 口座名義（フリガナ）

注 振込先の確認のため、通帳等の口座名義（フリガナ）記載箇所の写しを添付すること。

様式第 10 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

様

遠野市長



遠野市中小企業等事業継続家賃補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認する）こととしたので、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

1 理由

2 内容

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業実績報告書

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金事業が完了したので、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 承認番号

2 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け 第 号

(2) 補助金の交付決定額 金 円

3 補助事業費（支払った家賃の額）

円

4 事業実績額 金

円

補助金交付決定額 金

円

うち前金払受領額 金

円

5 添付する関係書類

(1) 事業実績書（様式第 12 号）

(2) 家賃を支払ったことを証する書類

事業実績書

1 事業所の状況

事業所名		業種	
所在地			

2 承認番号

3 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け 第 号

(2) 補助金の交付決定額 金 円

4 補助事業費

(単位 円)

賃借する物件	月額家賃 (税抜き※)	支払家賃 (税抜き※)			
		月分	月分	月分	計
合計					

※契約書等に記載の賃料から、消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を控除した金額を記載すること。

注 当該家賃を支払ったことを証する書類（領収書、引き落とし金額が分かる通帳の写し等）を添付すること。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

⑩

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金前金払請求書

遠野市中小企業等事業継続家賃補助金について、遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり補助金の前金払を請求します。

1 承認番号

2 交付決定年月日及び文書番号

(1) 交付決定 年 月 日付け 第 号

(2) 補助金の交付決定額 金 円

3 請求額 金 円

補助金交付決定額 金 円

うち前金払受領額 金 円

4 振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号

(5) 口座名義（フリガナ）

注 振込先の確認のため、通帳等の口座名義（フリガナ）記載箇所の写しを添付すること。